

県土 第 03 - 84号
平成 20年 6月 24日

各関係機関所属長

各発注機関所属長 様

県 土 整 備 部 長

測量・設計業務発注に係る配置予定技術者事後確認について（通知）

このことについて、三重県発注の測量・設計業務に係る配置予定技術者の事後確認に関し、その取扱の明確化及び事務手続の統一化を図るため以下のとおり取扱うこととしますので、関係機関等への周知方よろしくをお願いします。

記

1. 対象業務 平成20年7月1日以降、業者指名を行う次の発注業務。

測量業務委託にあつては、予定価格400万円以上。 設計コンサルタント業務委託にあつては、業務内容の難易度が「標準的な業務」、 「高度な業務」及び「難度の高い業務」（「簡易な業務」は除く）

2. 届出事項 上記対象業務において指名を受けた者は、別添の『配置予定技術者届出書』（指名通知書添付）に必要な事項を記し、応札時に提出しなければならない。
3. 技術者資格要件 発注機関は、届出対象業務の配置予定技術者資格要件について、指名通知書添付の『配置予定技術者届出書』用紙に明記するものとする。
4. 無効等の措置 配置予定技術者届出書記載の配置予定技術者に関し、資格要件を満たしていない者、兼務業務数を超える者の入札については、無効とするものとする。また、虚偽記載の者にあつては資格（指名）停止の対象となる旨、指名通知書添付の『配置予定技術者届出書』等に明記するものとする。
5. その他 測量・設計業務等に係る施工体制の適正化について、平成16年7月改正の『三重県業務委託共通仕様書』届出書類明示や平成16年8月5日付事務連絡『測量・調査・設計業務における管理技術者等の確認について』により、引き続き強化に努めること。なお、平成20年3月31日付け県土第03-407号「測量・設計業務発注に係る配置予定技術者事後確認について（通知）」は、平成20年7月1日をもって廃止とする。

(指名通知書記載例)

本業務は、入札時に配置予定技術者の届出を要するものです。別添の『配置予定技術者届出書』に必要事項を記載のうえ、応札時に三重県電子入札システムにより提出しなければなりません。なお、配置予定技術者の保有資格が『配置予定技術者届出書』に示す資格要件を満たしていない者、配置予定技術者が三重県業務委託共通仕様書等に示す『兼務できる業務数』を超える者の入札は無効とします。

配置予定技術者届出書の記載内容に不明な点等があった場合は、追加資料を求めることがあります。また、虚偽記載の者は資格(指名)停止の対象となることがあります。

なお、技術者資格要件を満たさなかった場合は、指名競争入札無効通知書を送付します。通知された者は、その理由について説明を求めることができます。この説明を求める者は、指名競争入札無効通知書に記載された期限までに、その旨を記載した文書を提出しなければなりません。

事務取扱：県土整備部 建設業室

Tel 059-224-2723 Fax 059-224-3290